

【表紙】

【提出書類】	内部統制報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の4第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年6月24日
【会社名】	シスプロカテナ株式会社 (旧会社名 株式会社システムプロ)
【英訳名】	SysproCatena Corporation (旧英訳名 SystemPro Co.,Ltd.)
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 逸見 愛親
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	横浜市西区みなとみらい二丁目2番1号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

(注) 当社は、平成22年4月1日を合併期日として、カテナ株式会社と合併し、会社名を「シスプロカテナ株式会社」、英訳名を「SysproCatena Corporation」に変更しております。

1【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長である逸見愛親は、当社の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用しております。

なお、内部統制は、内部統制の各基本的要素が有機的に結びつき、一体となって機能することで、その目的を合理的な範囲で達成しようとするものであります。このため、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない場合があります。

2【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成22年3月31日を基準日として行われており、評価に当たっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠いたしました。なお、当社は、主要取引先との決算期の合致および各種情報管理の有効活用により、経営計画の策定・推進など一層の効率化を図ること、事業年度の統一による早期合併効果実現などを目的として、事業年度を4月より開始することとし、決算期を3月末日に変更いたしました。これに伴い、評価の基準日を3月末日へ変更しております。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制（全社的な内部統制）の評価を行った上で、その結果を踏まえて、評価対象とする業務プロセスを選定しております。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行いました。

財務報告に係る内部統制の評価の範囲は、当社並びに連結子会社及び持分法適用関連会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を選定いたしました。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮して決定しており、当社及び持分法適用関連会社1社を対象として行った全社的な内部統制の評価結果を踏まえ、業務プロセスに係る内部統制の評価範囲を合理的に決定いたしました。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲については、各事業拠点の当連結会計年度の売上高（連結会社間取引消去後）を指標とし、当連結会計年度の売上高の概ね2/3に達している1事業拠点、また個別に検討した結果、総資産の観点で重要性の高い1事業拠点を「重要な事業拠点」といたしました。

選定した重要な事業拠点については、事業目的に大きく関わる勘定科目として、「売上高」、「売掛金」、「棚卸資産」に至る業務プロセスを評価の対象といたしました。

3【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、当事業年度末日において、当社グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断いたしました。

4【付記事項】

当社は、平成21年12月14日開催の取締役会における合併契約の承認決議に基づき、平成22年4月1日をもってカテナ株式会社と合併をしております。この合併は、翌期以降の当社の財務報告に係る内部統制の評価に対して、評価範囲の変更等重要な影響を与える可能性があります。

5【特記事項】

特記すべき事項はありません。